

排水管埋設の占用許可基準

地下埋設管路関係の占用許可条件

1. 道路の縦断方向へ埋設する場合は、歩道を有する道路にあつては、歩道の地下に埋設すること。ただし、既設の占用物件等により歩道敷の地下に余地がない場合は、車道の歩道寄りの地下に埋設することができる。又、歩道敷を有しない道路にあつては、極力路端寄りの地下に埋設することができる。
2. 道路の復旧については、「道路路面復旧基準」により行うこと。
3. 道路の横断箇所は、必要最小限にすること。又、原則として横断管路は道路縦断方向に対し直角に埋設すること。
4. 埋設する管路の深さは、埋設する道路の最低部を基準として、当該車道の舗装構成（路盤より上部）に 0.3mを加えた値(当該値が 0.6mに満たない場合には 0.6m)以上を原則とする。
5. 占用しようとする箇所に、他の既存占用物件又は側溝等構造物がある場合は、0.3m以上離隔をとること。

※ 4. の規定に当てはまらない、埋設高が地上より 0.6m未満の場合は下記の（ア）、（イ）、（ウ）いずれかの構造とすること。

- （ア） 排水管にコンクリート全巻（外径から 100mm 以上コンクリートを施工）（排水管の管種は鋼管を基本とするが、排水の用途、道路幅員、排水先の構造物により事前に協議すること。）
- （イ） コンクリート製品（ヒューム管コンクリート全巻と同等以上の強度）
- （ウ） 鋼管を鞘管として中に塩ビ管を施工

雨水排水管の場合（浄化槽排水が接続する場合も含む）は、排水管の内径は 125 ミリ以上確保すること、また浄化槽排水のみの場合は排水管の内径 100 ミリ以上確保することを基本とする。現場状況によりこのサイズの確保が困難な場合は協議すること。

排水管の清掃等維持管理については占用者にて継続的に実施すること。

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

事務担当 土木総務課 占用審査 G

電話：059-382-9021